

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり広島県天然記念物の指定を解除する。

令和七年一月九日

広島県教育委員会  
教育長 篠田 智志

種別	名称	員数	所在地	指定年月日	解除理由
植物	菅のムクノキ	一株	尾道市御調町大字菅字竹ヶ迫十番地のうち樹の根元を中心とする半径十三メートルの円内の地域	昭和五九年一月二三日	倒壊したため